

仕 様 書

地方独立行政法人京都市立病院機構 担当：京都市立京北病院

件 名	京都市立京北病院 給湯設備改修工事
工 期	契約の日から平成29年3月15日まで
契 約 内 容 及 び 条 件 等	<p>京都市立京北病院の給湯設備のうち、病棟屋上に設置されている給湯用ストレージタンクの更新及び病棟内給湯管の更新等を行う工事である。</p> <ol style="list-style-type: none">1 工事場所 京都市右京区京北下中町鳥谷3番地 京都市立京北病院 病棟2 工事内容及び業務の概要 (1) 給湯用ストレージタンクの更新 (2) 給湯管の更新及び弁類の設置 (3) 発生材処理 (4) 工事に伴う各種申請業務等3 特記仕様書、工事図面及び工数表 別紙のとおり4 提出資料 着工関係及び完工関係の提出書類は次のとおりとする。なお、提出書類に宛名がある場合は「地方独立行政法人京都市立病院機構理事長」とすること。 (1) 工事の着手に先立ち、使用機材・施工に関する資料、工程表、作業員名簿及び緊急連絡体制表を速やかに提出し、発注者の承認を得ること。 (2) 工事完了後、報告書を速やかに提出すること。報告書には完成図、試験成績報告書のほか、業務の実施状況を記録した写真をファイル(A4サイズ)等に整理し、注釈を記載して添付すること。5 報告・連絡 現場責任者は、作業着手及び作業の進捗状況について、必ず口頭又は電話等により、その都度発注者の指定する監督員に報告すること。 また、担当者と緊密な連絡を図り、全般の責にあたること。

6 注意事項

- (1) 工事期間中においても給湯設備を可能な限り使用できる状態に保つこと。工事内容等により、やむを得ず給湯設備の全部又は一部使用中止が必要な場合は、必要最低限の期間、範囲とし、事前に発注者と十分な調整を行うこと。
- (2) 工事に当たっては、本仕様書並びに工事請負契約書、京都市立病院機構契約事務規程、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築工事に係る資材の再資源化に関する法律等の関係法規・規程等を遵守のうえ、确实・堅牢・美観に留意して行うこと。
- (3) 作業中に第三者の生命身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、現場責任者は人命救助措置を行った後、現場の状況を監督員に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、請負者はその補償を行うこと。
- (4) 本仕様書に明記しないもので、本改修工事及び給湯設備の整備上当然必要とするものは請負者の責任において施工すること。

7 疑義

施工に当たりこの仕様書に疑義を生じた場合は、発注者と請負者が協議を行うものとする。

8 完了検査

- (1) 請負者は、工事が完了した時点で完了届を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、完了検査に先立ち、請負者に対して検査日を通知するものとする。
- (3) 検査員は、請負者を検査に立ち合わせるものとする。
- (4) 検査員は、設置目的物を対象として本仕様書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 設置されたものに対し、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - イ 設置されたものに対し、要求された機能が正常に動作するかの検査を行う。
- (5) 完了検査に必要な物品等は、請負者において準備すること。
- (6) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して期限を定めて修補の指示を行うものとする。

9 その他

その他詳細は、京北病院担当者の指示によること。